

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

環長崎港地域アーバンデザインシステム運営業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までにおいて、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 競争参加資格の確認資料の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (9) 落札決定の日までにおいて、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (10) 競争参加資格の確認資料の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中である者

3 競争入札参加者の資格要件

以下の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 長崎県内に本店を有していること
- (2) 建設コンサルタント（国土交通省 建設コンサルタント登録規定第 2 条）の登録部門「都市計画及び地方計画」の登録がある者
- (3) 管理技術者として、技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、シビルコンサルティングマネージャ（技術士の建設部門と同種の専門技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（主任技師相当以上とし大学卒業後 18 年以上、短大・高専卒業後 23 年以上、高校卒業後 28 年以上の経験年数を有する技術者）を当該業務に配置できること

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、
(2) に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3 の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和 7 年 5 月 23 日（金曜日）までの間（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から (5) に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5) に掲げる場所に持参し提出すること。

- ア 誓約書（様式第 2 号）
- イ 営業概要書（様式第 3 号）
- ウ 委任状（様式第 4 号）
- エ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- カ 法人にあっては前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- キ 個人にあっては前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ク 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- コ 印鑑届（様式第 3 号）
- サ 「3 競争入札参加者の資格要件」(1) から (2) の資格等を証明する書類。なお、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和 53 年長崎県告示第 975 号）第 2 により入札参加資格者名簿（有効期限：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）の土木関係建設コンサルタント業務「都市計画及び地方計画部門」の登録業務を名簿に登載している者は資格審査結果通知書の写しの提出をもって代えることができる。
- シ 「3 競争入札参加者の資格要件」(3) の資格等を証明する書類（様式第 4 号）及びその証明書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より 3 月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- （住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号
- （名称）長崎県土木部都市政策課
- （電話）095-894-3031（直通）

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日（火曜日）までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。